

会員規約（改定4版）

第1章 目的

（目的）

第1条 この規約は、一般社団法人RMA（以下「当法人」という）定款第8章の規定に基づき、会員およびJABLAS会の運営について定めることを目的とする。

第2章 J A B L A S 会

（組織）

第2条 当法人の中にJABLAS会を設置する。

（構成）

第3条 JABLAS会は会員で組織し、会員で運営する。

（事務管理）

第4条 JABLAS会の事務管理は当法人の事務局に委託する。

（活動方針）

第5条 会員が自主的に技術向上や情報交換・交流を行い、試験所の発展・活性化とともに日本における試験所認定制度の発展に寄与し、豊かな信頼社会の実現を目指す。会員は一部の機関や組織の利益代表となってはならない。

（会の設置）

第6条 当法人の理事会は、JABLAS会の中に、必要に応じて会（部会や研究会等）を設置することができる。

（会長）

第7条 JABLAS会に会長を置く。

2 JABLAS会の会長は以下のとおりとする。

- (1) 会長はJABLAS会の運営を統括する。
- (2) 会長は会員の選挙によって選出される。
- (3) 会長は当法人の理事を兼任できる。
- (4) 会長の任期は4月1日から2年間とし、最大3期までとする。
- (5) 会長は副会長を指名できる。
- (6) 副会長の任期は、会長と同じとする。
- (7) 会長がやむを得ない事情で業務を遂行できなくなった場合には、副会長が業務を代行する。代行期間が長期に及ぶと予測される場合には、第8条の手順で会長選出を行う。この場合、新会長の任期は前任者の残存期間とする。

(会長選挙)

第8条 会長選挙は以下のとおりとする。

- (1) 会長選挙は、会長を除く会員からなる選挙管理委員会を当法人内に組織し実施する。
- (2) 選挙管理委員会委員は当法人の理事会が選任する。
- (3) 選挙管理委員会は、会長任期終了の6か月前までに立候補者（推薦を含む）の受付を行い、速やかに会員へ立候補者の詳細を告知する。
- (4) 立候補者告知から約30日後、ウェブサイトおよび郵送で投票要請を行う。
- (5) 会員は要請があった日から10日以内にFax等にて投票する。最も投票数の多かった候補を会長とする。

補足事項：立候補者が1人の場合は、無投票で当選とする。

- (6) 投票権は法人会員一口につき3票、個人会員、認定審査員会員、名誉会員およびマイスター会員は1票とする。

(幹事)

第9条 JABLAS会には第6条を推進するために幹事を置くことができる。

(総会)

第10条 JABLAS会は総会を以下のとおりに開催する。

- (1) 原則として、年1回総会を開催する。
- (2) 総会には、会員のほか、会長が承認した団体・機関・企業・個人などがオブザーバーとして参加することができる。
- (3) 地域毎に開催する総会の成立要件としての定足数は、これを設定しない。
- (4) 総会の中で必要な案件を審議する会議体として、JABLAS会審議総会を設けることができる。

- (5) 会員は、JABLAS会として議決を要する議案を必要に応じJABLAS会会長に提案することができる。
- (6) JABLAS会会長は、提示を受けた議案を審議するJABLAS会審議総会開催の可否を30日以内に決定し、会員にJABLAS会審議総会開催の有無を、その判断根拠と共に提示連絡する。
- (7) JABLAS会審議総会は、会員の過半数（50%超）の定足数（委任状を含む）をもって成立し、議決は、JABLAS会審議総会出席者票数の過半数をもって行う。なお、議決権は、法人会員は3票、個人会員、認定審査員会員、名誉会員およびマイスター会員は1票とする。
補足事項：オブザーバーの議決権はないものとする。

第3章 会員

(入会資格)

第11条 会員資格は以下のとおりとする。

- (1) 試験・校正、臨床検査、検査、標準物質の生産、技能試験提供を行う機関・企業や関連機関・企業および公私検診センター、大学などの研究所、保健所等又はこれらに付属する機関・企業並びにこれらに勤務する方・退職者
- (2) 認定機関の審査員・各委員
- (3) 前項(1)(2)以外でも第5条の活動方針に賛同し、JABLAS会の会長（第7条参照以下会長と称す）が承認した機関・個人

(入会)

第12条 第11条に規定する入会資格を満たした者は、入会申込書を提出する。

(会員)

第13条 会員の種別は下記のとおりとする。

- (1) 社員会員 次号のイおよびロに規定する正会員であり、定款第2章、第3章、第4章および第5章の定めにより、当法人の運営に参画するもの
- (2) 会員
 - イ 法人会員
 - ロ 個人会員 一般個人
 - ハ 認定審査員会員
 - ニ 名誉会員 JABLAS会への貢献度が高く、会長が特に指名した個人
 - ホ マイスター会員 JABLAS会への業務を5年以上行い、貢献度が高く、会長が指名した個人

(入会金)

第14条 入会金はなしとする。

(年会費)

第15条 年会費は以下のとおりとする。(消費税は別途)

- (1) 法人会員 ¥50,000
- (2) 個人会員 ¥10,000
- (3) 認定審査員会員 ¥5,000
- (4) 名誉会員 無料
- (5) マイスター会員 無料

(会費請求)

第16条 会費の請求は以下のとおりとする。

- (1) 新入会員には当年度分の請求書を送付し、入金をもって正式入会とする。入会が当年度12月以降の場合は、当該年度の会費は免除し、次年度会費に充当する。
- (2) 既会員には翌年度分を3月末日までに請求書を送付する。
- (3) いずれの場合にも、入金は請求書到着日から3か月以内とする。
- (4) 退会に伴う会費返金を行わないものとする。

(会員登録)

第17条 事務局は、年会費振込み確認後、会員情報と会員番号を登録する。

(会員番号)

第18条 事務局は、入会申込を受けて会員番号を発行し、会員へメールにて連絡する。

(変更届)

第19条 会員登録内容の変更があった場合には、速やかに事務局へ連絡する。

(会費期間)

第20条 年会費の計算期間は4月1日から翌年3月31日とする。

(会員特典)

第21条 会員の特典は以下のとおりとする。

- (1) 代表理事の承認を得て、定時社員総会へオブザーバー出席できる。
- (2) JABLAS会会長選挙の選挙権を有する。
- (3) 当法人が主催する講演会、セミナー、塾等に、会員価格の受講料で受講できる。
- (4) 第6条の会に参加し、様々な活動や交流・意見具申等を行える。
- (5) 各種相談（ISO関連技術経営等）やアドバイス・講師派遣セミナー等を会員価格で受けることができる。
- (6) 当法人が発行・管理する、ウェブサイトや情報誌JABLAS NEWSやメールマガジン等の情報を受け取ることができる。
- (7) 上記以外に事務局で企画運営する様々な活動に会員価格で参加することができる。

(情報交換)

第22条 情報交換・交流などは以下のとおりとする。

- (1) 会員は会員相互による相談や意見交換などを行うことができる。
- (2) 会員間の相談や意見交換は会員名簿にある通信手段で会員番号等を明示し行うものとする。
- (3) JABLAS会および事務局は交流活動や上記の情報交換の内容には責任を負わないものとする。

(会員名簿)

第23条 事務局は会員名簿を作成し、法人会員については、当法人のウェブサイトに掲載する。

(退会)

第24条 JABLAS会を退会する場合は以下のとおりとする。

- (1) 退会希望者は、事務局に退会の連絡を任意の書面またはメールで行わなければならない。
- (2) 事務局は退会申請書を確認後、会員に退会手続き完了の旨をメールで連絡し、会員名簿から削除する。
- (3) 公序良俗および第5条（活動方針）に反する行為を行った会員は会長判断で退会とし、文書で連絡する。
- (4) 会費請求から6か月間未納のものは、会員資格を自動的に失う。

補足事項：その間に、何らかの事情を事務局へ連絡した場合はこの限りではない。

(守秘義務)

第25条 会員はJABLAS会の諸活動から入手した個人・機関の未公開情報を関係者に許可なく第三者に開示・漏洩させてはならない。

(個人情報)

第26条 事務局は入手した会員の個人情報を会の運営や事業活動の告知など、会の発展に関する会員とのコミュニケーションのみに使用し、情報管理に十分留意する。

第4章附則

(規約改定)

第27条 当該会員規約の改定は会員の決議を得て決定する。
ただし、第4条、第5条、第6条および第7条の規定の改定は社員総会の決議により行う。

改定履歴

| | | |
|------|------------|----------------|
| 初版 | 2009年4月1日 | 役員会にて承認 |
| 改定1版 | 2010年5月6日 | 2009年度総会にて承認 |
| 改定2版 | 2011年5月17日 | 2010年度総会にて承認 |
| 改定3版 | 2013年9月13日 | 2012年度臨時総会にて承認 |
| 改定4版 | 2017年5月26日 | 総会書面審議にて承認 |